

「陸上貨物運送業労働災害防止安全パトロール実施要領」

京都労働局

1. 目的

陸上貨物運送業においては、第 12 次労働災害防止対策推進計画（平成 25 年度～平成 29 年度）の重点業種として労働災害防止対策の推進を図っているところである。

しかしながら、平成 27 年 8 月末現在、休業 4 日以上之死傷災害が対前年同期と比べ 20.1% 増加しており、特に荷役作業の労働災害の多発が認められるところである。

京都労働局では、秋の全国交通安全運動期間と全国労働衛生週間準備期間に併せて、道路貨物運送事業者に対する監督指導を実施し、荷役作業における労働災害防止対策の推進等について指導を行っているところであるが、今般、その一環として下記により、トラックターミナルの荷役作業について、関係災害防止団体とともに安全パトロールを実施し、陸上貨物運送業における安全衛生対策の一層の徹底を図ることを目的とする。

2. パトロール事業場について

(1) 事業場名称：株式会社京三運輸

(2) 事業場所在地：京都市伏見区横大路下三栖南郷 37

(3) 事業場概要：運輸業の事業種目は一般貨物自動車運送事業、軽車両等運送事業及び第一種運送事業であり、他府県に 6 支店を構え事業を展開している。

企業全体の従業員数は 120 名であり、保有車両数は 95 台である。

本社及び京都支店の労働者数は、約 30 名である。

3. 安全パトロール参加予定者

(1) 京都労働局関係

(京都労働局)

労働基準部長、健康安全課長、健康安全課長補佐

(京都南労働基準監督署)

署長、安全衛生課長

(2) 労働災害防止団体

(陸上貨物運送事業労働災害防止協会 京都府支部)

支部長、専務理事、常務理事

4. 安全パトロール日程について

平成 27 年 9 月 24 日 (木) 午前 11 時 00 分 ~ 午前 12 時 00 分

午前 10 時 45 分 パトロール事業場集合

集合場所：株式会社京三運輸 (事務所 2 階食堂)

京都市伏見区横大路下三栖南郷 37

TEL075-604-6556

午前 11 時 00 分 安全パトロール開始式

- ・労働基準部長 (主催者) 挨拶 5 分
- ・参加者紹介 (自己紹介) 5 分
- ・事業場の概要説明 10 分
- ・安全パトロールの留意点

午前 11 時 20 分 トラクターミナルの荷役作業等について、安全パトロール開始

午前 11 時 50 分 安全パトロール終了

午前 11 時 50 分 安全パトロールの講評等

- ・健康安全課長から講評
- ・労働基準部長から陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部に対し、労働災害防止対策の要請文交付

午前 12 時 00 分 解散

5. 発表について

平成 27 年 9 月 10 日 (木) に別途報道機関に対して発表することとする。

6. その他

安全パトロール時の服装は、作業服 (上下)、保護帽、安全靴を着用する。